

津市公報	第 151 号 平成24年4月5日
目 次	
津市条例	
津市モーターポート競走事業施設整備基金条例	
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	
津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
津市市税条例の一部を改正する条例	
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例	
津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
津市介護保険条例の一部を改正する条例	
津市企業立地促進条例の一部を改正する条例	
津市公共下水道条例の一部を改正する条例	
津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例	
津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
津市図書館協議会条例の一部を改正する条例	
津市火災予防条例の一部を改正する条例	
津市農業共済条例の一部を改正する条例	
津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	
津市市税条例の一部を改正する条例	
津市規則	
津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則	
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	
津市モーターポート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則	
津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	
津市職員の初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則	
津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則	
津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則	
津市広報津発行規則の一部を改正する規則	
津市公印規則の一部を改正する規則	
津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市事務分掌規則の一部を改正する規則	
津市福祉区療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
津市訓令	
津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令	
津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令	
津市安全運転管理規程の一部を改正する訓令	
津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令	
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令	
津市事務専決規程の一部を改正する訓令	
津市告示	
平成24年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	
放置自転車等の撤去及び保管	
公示送達	
認可地縁団体の告示事項の変更	

国民健康保険被保険者証の無効
公示送達
市道路線の区域変更
市道路線の供用開始
財政公表
津市開発事業に関する指導要綱の一部改正
認可地縁団体の告示事項の変更
地縁による団体の認可
津市情報公開条例第24条第1項の規定に基づく出資法人等の指定に関する告示の一部改正
認可地縁団体の告示事項の変更
環境基本法第16条第2項第2号イの規定による騒音に係る環境基準の類型にあてはめる地域の指定
騒音規制法第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定
騒音規制法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号及び振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域の指定
振動規制法第3条第1項の規定による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域の指定
振動規制法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動の規制基準の設定
振動規制法施行規則別表第2備考1に基づく区域の区分及び同表備考2に基づく時間の区分の指定
悪臭防止法第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び同法第4条の規定に基づく規制基準の設定
議決を経た予算の公表
市道路線の供用開始
津市下水道排水設備指定工事店の取り消し
津市下水道排水設備指定工事店の指定
津市農業共済畜共済掛金率
津市農業共済園芸施設共済掛金率
市道路線の廃止
市道路線の認定
市道路線の区域決定
市道路線の供用開始
 津市公告
下水道区域の供用開始区域
開発行為に関する工事の完了
津市久居岬原風力発電施設売却に係る条件付一般競争入札の執行
道路位置指定
開発行為に関する工事の完了
開発行為に関する工事の完了
 津市水道局告示
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
 津市消防本部訓令
津市消防音楽隊規程の全部改正
 津市教育委員会規則
津市立幼稚園則の一部を改正する規則
就学等に関する規則の一部を改正する規則
津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
 津市教育委員会告示
津市教育委員会の開催
津市指定文化財の指定
 津市選挙管理委員会告示

高野井土地改良区総代会総代選挙における当選人
高野井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与
農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数

津市監査委員告示
高野井土地改良区総代会総代選挙における当選人
高野井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与
農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数

津市公平委員会規則
津市職員団体のための職員の行為の制限に関する規則

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市モーターボート競走事業施設整備基金条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第2号

津市モーターボート競走事業施設整備基金条例

(設置)

第1条 モーターボート競走事業に係る施設整備に必要な財源を確保するため、津市モーターボート競走事業施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、モーターボート競走事業の収益の状況等を勘案して、各会計年度において津市モーターボート競走事業特別会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、津市モーターボート競走事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、施設整備のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第3号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(津市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 津市手数料徴収条例(平成18年津市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第7条中「若しくは戸籍又は外国人登録原票」を「又は戸籍」に改める。

別表第1中

(17) 外国人登録原票の写し及び登録原票記載事項証明書の交付	1件につき	200円
(18) その他諸証明書の交付又は文書による事実の認証の事務	1件につき	200円
(17) その他諸証明書の交付又は文書による事実の認証の事務	1件につき	200円

改める。

(津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 津市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成18年津市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項

各号を削る。

第4条第4項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第6条第1号中「又は外国人登録原票」及び「、又は登録され」を削る。

第7条第1項第6号中「（外国人にあっては、居住地）」を削る。

(津市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 津市斎場の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「、若しくは本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(津市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 津市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「、若しくは本市の外国人登録原票に登録され」を削る。

(津市公共下水道条例の一部改正)

第5条 津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

(津市教育活動災害見舞金支給条例の一部改正)

第6条 津市教育活動災害見舞金支給条例（平成18年津市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を削り、「記載し、又は登録され」を「本市の住民基本台帳に記録され」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 第5条の規定による改正後の津市公共下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第4号

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

津市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年津市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「若しくは名又は氏名」を「、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第7条第1項第3号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第13条第1項中「証明するものとする」を「証明するものとし、併せて第7条第1項第3号から第7号までに掲げる事項を記載するものとする」に改める。

第15条第1項中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に、「第7号」を「第8号」に改める。

第16条第1項第5号を次のように改める。

(5) 外国人住民にあっては、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第16条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）。

第16条第2項中「前項第5号及び第6号」を「前項第6号及び第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第5号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第6号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第7号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第8号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第9号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第21条の2第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則第21条の3の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第21条の4 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日
- (2) 第95条の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成25年4月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の津市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る同条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第10号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第12貯蔵所の設置の許可の項エ中「昭和34年総理府令第55号」の次に「。以下この項において「規則」という。」を、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項オ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第11号

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改め、同条第3項第3号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同条第4項中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改める。

第14条第2項第4号中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第12号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第16条中「50万円」を「51万円」に改める。

第16条の10中「13万円」を「14万円」に改める。

第21条中「10万円」を「12万円」に改める。

第25条第1項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第2項中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に改め、同条第3項中「50万円」を「51万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第13号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「28,360円」を「32,770円」に改め、同条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,210円
- (3) 令第39条第1項第4号に掲げる者 68,280円
- (4) 次のいずれかに該当する者 85,350円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が190万円未満であり、かつ、前3号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下この号において「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第6号イ又は

第7号イに該当する者を除く。)

(5) 次のいずれかに該当する者 102, 420円

ア 合計所得金額が190万円以上250万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

第8条に次の3号を加える。

(6) 次のいずれかに該当する者 116, 070円

ア 合計所得金額が250万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 126, 310円

ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 136, 560円

第13条第2項中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

附則第6項を次のように改める。

（平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例）

6 次の各号に掲げる第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第8条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者 49, 840円

(2) 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者 59, 400円

附則第7項を削り、附則第8項を附則第7項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成23年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第14号

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市企業立地促進条例（平成18年津市条例第311号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「新設し、」を「新設するもの」に改め、「又は」の次に「投下固定資産額が2億円以上かつ常時雇用する従業員の数が10人以上の工場等を特定地域に」を加え、同項第2号中「増設し、又は」を「若しくは」に改め、「移設するもの」の次に「又は投下固定資産額が5,000万円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上の工場等を特定地域に増設するもの」を加え、同項第4号中「限る」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地」を「特定地域」に、「又は」を「若しくは」に改め、「以上のもの」の次に「又は工場等を特定地域に増設する事業者で、投下固定資産額が5,000万円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの」を加える。

附則第5項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第15号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第15号中「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第16号

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例（平成21年津市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本市が事業の認可を受けた区域」を「本市が定めた事業計画における予定処理区域」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第17号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令第6条第1項各号のいずれかに該当する者」を「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者」に改める。

第10条第3項中「寡婦」の次に「若しくは寡夫」を加える。

別表阿漕B住宅の項中「8」を「4」に改め、同表里ノ上A住宅の項中「1番4号、11番5号、」、「11番10号、11番11号」、「13番5号」及び「13番10号」を削り、「20」を「14」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

津市図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第18号

津市図書館協議会条例の一部を改正する条例

津市図書館協議会条例（平成18年津市条例第279号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条の見出し中「定数及び」を「委員の」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による者

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の津市図書館協議会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市図書館協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の津市図書館協議会条例の規定により委嘱され、又は任命されている津市図書館協議会の委員とみなす。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第19号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4条を加える。

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の特例）

第9条 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第12条において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この条から附則第11条までにおいて「新規対象」という。）のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に係る経過措置）

第10条 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号イに定める基準に適

合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

第11条 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2（第3号を除く。）又は第31条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第9条第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに係る届出）

第12条 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第20号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水稲の項中「平成20年産」を「平成23年産」に、「1. 9%」を「1. 6%」に、「平成21年産」を「平成24年産」に改め、同表麦1類の項中「平成20年産」を「平成23年産」に、「10. 0%」を「11. 4%」に、「8. 0%」を「7. 9%」に、「3. 0%」を「6. 0%」に、「平成21年産」を「平成24年産」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第36条関係）

農作物共済の共済掛金率表

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別	法第107条第4項の規定による危険段階別	共済掛け率	共済加入者負担共済掛け率
水稻 法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	% 1.409	% 0.704500
		2 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.635	0.317500
		3 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.514	0.257000
		4 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.469	0.234500
		5 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.454	0.227000
	100分の40	平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.491	0.245500
		1 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.921	0.460500
		2 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.415	0.207500
		3 要領により算出した平成9年産か	0.336	0.168000

			ら平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者		
		4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.307	0.153500
		5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.297	0.148500
			平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.321	0.160500
	100分の50	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.528	0.264000
		2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.238	0.119000
		3	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.193	0.096500
		4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.176	0.088000
		5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.170	0.085000
			平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.184	0.092000
法第106条第1項第2号に規定する金	100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	2.000	1.000000
		2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率	0.901	0.450500

額を共 済金額 とする 農作物 共済		の平均が1.6%以上10.0%未満の 農作物共済加入者		
		3 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.730	0.365000
		4 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.666	0.333000
		5 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.644	0.322000
		平成24年産の水稻以後新たに共済 関係の存することとなる者	0.697	0.348500
	100分 の30	1 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.723	0.361500
		2 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.326	0.163000
		3 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.264	0.132000
		4 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.241	0.120500
		5 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.233	0.116500
	100分 の40	平成24年産の水稻以後新たに共済 関係の存することとなる者	0.252	0.126000
		1 要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済	0.327	0.163500

		加入者			
		2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.147	0.073500
		3	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.119	0.059500
		4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.109	0.054500
		5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.105	0.052500
			平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.114	0.057000
法第 106条 第1項 第3号 に規定 する金 額を共 済金額 とする 農作物 共済	100分 の10	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	4.015	2.007500
		2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.809	0.904500
		3	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	1.465	0.732500
		4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	1.336	0.668000
		5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	1.294	0.647000
			平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	1.399	0.699500

100分 の20	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.329	0.664500
	2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.599	0.299500
	3	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.485	0.242500
	4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.442	0.221000
	5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.428	0.214000
		平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.463	0.231500
100分 の30	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.367	0.183500
	2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.166	0.083000
	3	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.134	0.067000
	4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.122	0.061000
	5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共	0.118	0.059000

			済加入者		
			平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.128	0.064000
法第 150条 の3の 3第1 項に規 定する 金額を 共済金 額とす る農作 物共済	100分 の90	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	4.227	2.113500
		2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	1.905	0.952500
		3	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	1.542	0.771000
		4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	1.407	0.703500
		5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	1.362	0.681000
			平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	1.473	0.736500
	100分 の80	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	1.392	0.696000
		2	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が1.6%以上10.0%未満の農作物共済加入者	0.627	0.313500
		3	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.6%未満の農作物共済加入者	0.508	0.254000
		4	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の農作物共済加入者	0.463	0.231500

			5	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	0.448	0.224000
				平成24年産の水稻以後新たに共済関係の存することとなる者	0.485	0.242500
100分の70	1	要領により算出した平成9年産から平成23年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の農作物共済加入者	0.387	0.193500		
			0.175	0.087500		
			0.141	0.070500		
			0.129	0.064500		
			0.125	0.062500		
			0.135	0.067500		
麦1 法第 類 106条 第1項 第1号 に規定 する金 額を共 済金額 とする 農作物 共済	100分 の30	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	7.940	3.771500		
			6.690	3.177750		
			5.943	2.822925		
			5.129	2.436275		
		4要領により算出した平成10年産か				

		ら平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者		
	5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	3.970	1.885750
		平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	5.952	2.827200
100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	5.810	2.812040
	2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	4.895	2.369180
	3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	4.348	2.104432
	4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	3.753	1.816452
	5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.905	1.406020
		平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	4.355	2.107820
100分の50	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	4.053	2.022447
	2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	3.415	1.704085
	3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の	3.033	1.513467

			平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者		
		4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	2.618	1.306382
		5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.026	1.010974
			平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	3.038	1.515962
法第 106条 第1項 第2号 に規定 する金 額を共 済金額 とする 農作物 共済	100分 の20	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	8.576	4.056448
		2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	7.226	3.417898
		3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	6.419	3.036187
		4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	5.540	2.620420
		5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	4.288	2.028224
	100分 の30		平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	6.429	3.040917
		1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	5.651	2.740735
		2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農	4.761	2.309085

			作物共済加入者		
		3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	4.230	2.051550
		4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	3.650	1.770250
		5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.825	1.370125
			平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	4.236	2.054460
	100分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	3.463	1.731500
		2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	2.918	1.459000
		3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	2.592	1.296000
		4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	2.237	1.118500
		5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	1.732	0.866000
			平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	2.596	1.298000
法第 106条 第1項 第3号	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	11.504	5.372368

に規定する金額を共済金額とする農作物共済	2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	9.693	4.526631
	3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	8.611	4.021337
	4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	7.432	3.470744
	5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	5.752	2.686184
		平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	8.624	4.027408
	100分の20	1 要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	8.167	3.879325
100分の20	2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	6.881	3.268475
	3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	6.113	2.903675
	4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	5.275	2.505625
	5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	4.083	1.939425
		平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	6.122	2.907950
	100分	1 要領により算出した平成10年産か	5.317	2.594696

		の30	ら平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者			
		2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	4.480	2.186240	
		3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	3.980	1.942240	
		4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	3.435	1.676280	
		5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	2.659	1.297592	
			平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	3.986	1.945168	
法第 150条 の3の 3第1 項に規 定する 金額を 共済金 額とす る農作 物共済	100分 の90	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	8.710	4.119830	
		2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	7.339	3.471347	
		3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	6.519	3.083487	
		4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	5.626	2.661098	
		5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	4.355	2.059915	

		平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	6. 529	3. 088217
100分 の80	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	6. 126	2. 958858
	2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	5. 161	2. 492763
	3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	4. 585	2. 214555
	4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	3. 957	1. 911231
	5	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%未満の農作物共済加入者	3. 063	1. 479429
		平成24年産の麦以後新たに共済関係の存することとなる者	4. 592	2. 217936
100分 の70	1	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が11.4%以上の農作物共済加入者	4. 482	2. 218590
	2	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が7.9%以上11.4%未満の農作物共済加入者	3. 777	1. 869615
	3	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が6.0%以上7.9%未満の農作物共済加入者	3. 355	1. 660725
	4	要領により算出した平成10年産から平成23年産までの麦の被害率の平均が0.001%以上6.0%未満の農作物共済加入者	2. 895	1. 433025
	5	要領により算出した平成10年産か	2. 241	1. 109295

			ら平成23年産までの麦の被害率の 平均が0.001%未満の農作物共済 加入者		
			平成24年産の麦以後新たに共済関 係の存することとなる者	3.360	1.663200
麦2 類、 麦3 類、 麦4 類及 び麦 5類	法第 106条 第1項 第1号	100分 の30		5.952	2.827200
		100分 の40		4.355	2.107820
	に規定 する金 額を共 済金額 とする 農作物 共済	100分 の50		3.038	1.515962
	法第 106条 第1項 第2号	100分 の20		6.429	3.040917
		100分 の30		4.236	2.054460
	に規定 する金 額を共 済金額 とする 農作物 共済	100分 の40		2.596	1.298000
	法第 106条 第1項 第3号	100分 の10		8.624	4.027408
		100分 の20		6.122	2.907950
	に規定 する金 額を共 済金額 とする 農作物 共済	100分 の30		3.986	1.945168
	法第 150条	100分 の90		6.529	3.088217

の 3 の 3 第 1 項に規 定する 金額を 共済金 額とす る農作 物共済	100分 の80			4. 592	2. 217936
	100分 の70			3. 360	1. 663200

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、水稻については平成24年産のものから、麦については平成25年産のものから適用し、平成24年産の麦については、なお従前の例による。

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市条例第21号

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第22号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中

「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の3の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「第6項」を「第5項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の4を附則第21条の6とする。

附則第21条の3の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を附則第21条の5とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附則第21条の2を附則第21条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）
第21条の4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2

9号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。) 第11条の6第1項に規定する減失をいう。以下この項において同じ。) をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該減失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人

等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、

地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、

家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所

在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の

博物館(次号及び第5号において「博物館」という。)を設置した年月日

を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館

の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を

設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前

号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等

に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第22条の3の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第23条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第25条中「、第4項及び第5項」を「及び第4項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第22条第2項及び第4項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「第5項及び第6項」を「第4項及び第5項」に、「から第6項まで及び」を「及び第5項並びに」に改める。

附則第26条中「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第21条の5の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の津市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分

	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8 平成21年度から平成23年度までの各年度分	0.9 平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は津市市税条例の一部を改正する条例（平成24年津市条例第22号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の津市市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第

2 項若しくは第 4 項

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 24 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 23 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第 22 条第 2 項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第 4 項の規定は、平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 24 年度分及び平成 25 年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第 22 条第 2 項	前項	附則第 22 条第 1 項
	平成 21 年度か ら平成 23 年度 までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
旧条例附則第 22 条第 4 項	10 分の 8	10 分の 9
	0.8	0.9
	平成 21 年度か ら平成 23 年度 までの各年度分	平成 24 年度分及び平成 25 年度分
第 1 項	附則第 22 条第 1 項	

3 平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定（都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 25 条	及び第 4 項	及び第 4 項並びに平成 24 年改正条例附則第 4 条第 2 項の規定によ りなおその効力を有するものとし て読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 22 条第 4 項
	附則第 25 条第 6 項において読み替	附則第 25 条第 6 項において読み 替えて準用される法附則第 18 条

えて準用される法附則第18条第6項に	第6項に、平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第22条第2項及び第4項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
並びに第23条	並びに第23条並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第22条第4項

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月19日

津市長 前葉泰幸

津市規則第11号

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年津市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に改める。

第3条中「第115条の14」を「第115条の15」に、「第131条の10第1項各号」を「第131条の13第1項各号」に、「第140条の24第1項各号」を「第140条の30第1項各号」に改める。

第4条中「第78条の7」を「第78条の8」に改める。

第6条を次のように改める。

（公示）

第6条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、施行規則第131条の14及び第140条の31に定める事項について行うものとする。

第1号様式を次のように改める。

附 則

この規則中第2条から第4条まで及び第6条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

受付番号

指定地域密着型サービス事業所（指定地域密着型介護予防サービス事業所）指定申請書

年　月　日

(宛先) 津市長

所在地
申請者　名 称 ㊞

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号								
申請者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 一) (ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号		FAX番号				
	法人の種別			法人所轄庁				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日			
代表者の住所	(郵便番号 一)							
指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(郵便番号 一)						
	同一所在地において行う事業の種類				実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定期年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
		夜間対応型訪問介護						
		認知症対応型通所介護						
		小規模多機能型居宅介護						
		認知症対応型共同生活介護						
		地域密着型特定施設入居者生活介護						
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
		複合型サービス						
サ 介 地 域 密 着 型 予 防 ビ サ	介護予防認知症対応型通所介護							
	介護予防小規模多機能型居宅介護							
	介護予防認知症対応型共同生活介護							
介護保険事業所番号						(既に指定を受けている場合)		
指定を受けている他市町村名								
医療機関コード等								

- 備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年3月19日

津市長 前葉泰幸

津市規則第12号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部改正)

第1条 津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則(平成18年津市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改め、同項第1号中「第9条第6項及び第7項」を「第9条第7項及び第8項」に改める。

(津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則(平成18年津市規則第87号)の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第3号中「第5条第5項、第6項及び第13項から第15項まで」を「第5条第6項、第7項及び第14項から第16項まで」に改める。

第3条 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第3号中「第14項から第16項まで」を「第13項から第15項まで」に改める。

(児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則(平成18年津市規則第106号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に係

る事務処理に関する規則

第1条中「基づく」の次に「障害児通所支援（法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）及び」を加える。

第13条の見出し中「障害福祉サービス」を「障害児通所支援又は障害福祉サービス」に改め、同条第1項中「障害福祉サービスの措置」を「障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置」に、「障害福祉サービス委託決定通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）委託決定通知書」に、「その指定障害福祉サービス事業者」を「その指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。）又は指定障害福祉サービス事業者」に、「をいう。以下「事業者」という」を「をいう。」（以下「事業者等」と総称する）に、「障害福祉サービス決定通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）決定通知書」に改め、同条第2項中「障害福祉サービス変更決定通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）変更決定通知書」に改め、同条第3項中「障害福祉サービス解除決定通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）解除決定通知書」に、「障害福祉サービス解除通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）解除通知書」に、「事業者」を「事業者等」に改める。

第3号様式中「障害福祉サービス委託決定通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）委託決定通知書」に、「事業者」を「事業者等」に、

「障害児通所支援
障害福祉サービスを」
「障害福祉サービスを」に改める。

第4号様式中「障害福祉サービス決定通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）決定通知書」に、

「障害福祉サービスの」を「障害児通所支援
障害福祉サービス」に改める。

第5号様式中「障害福祉サービス変更決定通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）変更決定通知書」に、

「障害児通所支援
障害福祉サービスの」に、
「障害福祉サービスの」を「障害福祉サービス」に、

「児童福祉法に基づく障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則」を「児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に係る事務処理に関する規則」に改める。

第6号様式中「障害福祉サービス解除決定通知書」を「障害児通所支援

(障害福祉サービス) 解除決定通知書に、
「障害福祉サービスの」を 「障害児通所支援 の」 に改める。

第 7 号様式中「障害福祉サービス解除通知書」を「障害児通所支援（障害福祉サービス）解除通知書」に、
「障害福祉サービスの」を 「障害児通所支援 の」 に改める。

(津市身体障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第 5 条 津市身体障害者福祉法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 107 号）
の一部を次のように改正する。
第 20 条第 1 項中「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に、「同条第 11 項」
を「同条第 12 項」に改める。

第 6 条 津市身体障害者福祉法施行取扱規則の一部を次のように改正する。
第 4 条中「第 9 条第 7 項」を「第 9 条第 8 項」に改める。
第 20 条第 1 項中「同条第 12 項」を「同条第 11 項」に改める。

(津市知的障害者福祉法施行取扱規則の一部改正)

第 7 条 津市知的障害者福祉法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 108 号）
の一部を次のように改正する。
第 17 条第 1 項中「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に、「同条第 11 項」
を「同条第 12 項」に改める。

第 8 条 津市知的障害者福祉法施行取扱規則の一部を次のように改正する。
第 4 条中「第 9 条第 6 項」を「第 9 条第 7 項」に改める。
第 17 条第 1 項中「同条第 12 項」を「同条第 11 項」に改める。

(津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第 9 条 津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則（平成 18 年
津市規則第 253 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 3 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 13 項」に改める。

第 10 条 津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則の一部を次
のように改正する。
第 2 条第 3 号中「第 5 条第 13 項」を「第 5 条第 12 項」に改める。

附 則

この規則中第 2 条、第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定は公布の日から、その
他の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

津市モーター ボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

津市長 前葉泰幸

津市規則第13号

津市モーター ボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則

津市モーター ボート競走における電話投票の実施に関する規則（平成18年津市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条第6号中「ユーザーID」を「認証番号」に改める。

第19条第1項及び第2項中「電話投票実施日」を「電話投票発売日」に改め、同条第3項第1号中「電話投票実施日」を「電話投票発売日」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、競走開催日前日から発売されている競走（以下「前日前売発売」という。）の勝舟投票券を購入した場合においては、市口座に振り替えた金額の合計額に前日前売発売により購入した勝舟投票券に係る払戻金及び返還金を加えた合計額とする。

第19条第3項第2号中「電話投票実施日」を「電話投票発売日」に改め、「金額の合計額」の次に「と前日前売発売により購入した勝舟投票券に係る払戻金及び返還金を加えた額」を加え、同条第4項中「電話投票実施日」を「電話投票発売日」に改める。

第21条第1号中「加入者の確認を受けた後、当該申込みに付した受付番号を加入者に通知し、その確認を得た後に、直ちに勝舟投票券を発売する」を「当該申込内容を加入者へ通知し、その確認を得た後、当該申込みに契約番号を付した後に、直ちに加入者への当該契約番号の通知及び勝舟投票券の発売を行う」に改め、同条第2号中「加入者番号」の次に「、認証番号」を加え、「受付番号」を「契約番号」に、「勝舟投票券を発売する」を「加入者への当該契約番号の通知及び勝舟投票券の発売を行う」に改め、同条第3号中「ユーザーID」を「加入者番号、暗証番号」に、「受付番号」を「契約番号」に、「勝舟投票券を発売する」を「加入者への当該契約番号の通知及び勝舟投票券の発売を行う」に改める。

第26条第1項第1号中「営業日」の次に「(以下「翌指定銀行営業日」という。)」を加える。

第27条第1項を次のように改める。

第23条の規定により本市が加入者に代わって受領した払戻金及び返還金は、有担保方式及び無担保方式にあっては当該競走開催日に指定口座又は電話投票専用口座に、特別無担保方式にあっては購入予定金額から勝舟投票券購入代金を差し引き払戻金及び返還金を加えた額を普通口座に振り込むものとする。ただし、有担保方式及び無担保方式にあっては当該競走開催日が指定銀行の休業日である場合、指定銀行の都合による場合その他やむを得ない事由により当該競走開催日に振り込むことができない場合は、当該競走開催日の翌指定銀行営業日に振り込むものとし、特別無担保方式にあっては当該競走開催日に前日前売発売を実施している場合、当該競走開催日が指定銀行の都合による場合又はその他のやむを得ない事由により当該競走開催日に振り込むことができない場合のいずれかに該当したときは、当該競走開催日の翌指定銀行営業日に振り込むものとする。

第27条第2項を削り、同条第3項中「第20条」を「第20条第2項」に、「普通口座」を「出金口座」に、「直後の指定銀行の営業日」を「翌指定銀行営業日」に改め、同項を同条第2項とする。

第28条中「電話投票実施日」を「電話投票発売日」に改める。

第29条中「電話投票を行った日」を「当該電話投票発売日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き加入者である者(以下「継続加入者」という。)に対する改正後の津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第10条第6号の規定の適用については、施行日から平成24年1月26日までの間、同号中「認証番号」とあるのは「認証番号及びユーザーID」とする。

3 継続加入者の勝舟投票券の購入方法については、改正後の規則第21条第2号及び第3号の規定にかかわらず、施行日から平成24年1月26日までの間は、なお従前の例によることができる。ただし、改正前の津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第10条第6号の規定の適用については、施行日から平成24年1月26日までの間は、なお従前の例によることができる。

一ボート競走における電話投票の実施に関する規則第21条第2号及び第3号中「受付番号」とあるのは「契約番号」とする。

- 4 施行日以後に継続加入者が解約し、施行日から平成24年12月26日までの間に再び加入者となった者については、前2項の規定は適用しない。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 14 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「別表第 1」の次に「の左欄に掲げる職務の級の区分に該当する職員であって、同表」を加える。

別表第 1 行政職給料表及び任期付職員給料表の職務の級 5 級の項中「（行政職給料表の 5 級の職務にある者に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

津市長 前葉泰幸

津市規則第15号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第8項関係）

級別標準職務表（行政職給料表）

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務
	技能労務の職務
	出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
2級	1　主任（主事、技師及び保育士を除く。）の職務 2　相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務（技能労務の職務を除く。） 相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
	1　主査の職務 2　出張所長その他の出先機関の長の職務 3　管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 4　主任（主事、技師及び保育士に限る。）の職務 5　相当の知識又は経験を必要とする主任（主事、技師及び保育士を除く。）の職務 6　特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務（技能労務の職務を除く。）
	1　技能長の職務 2　相当の技能又は経験を必要とする主任に係る技能労務の職務 3　特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務
	地域支援員の職務
4級	1　担当副主幹の職務（技能労務の職務を含む。） 2　相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 3　副主幹の職務（技能労務の職務を含む。） 一定の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
	1　担当主幹及び担当主幹相当職の職務 2　相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 相当の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
	1　課長（室長、担当副参事等を含む。）の職務 2　副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務 3　総合支所の課長（担当副参事等を含む。）及び教育委員会事務局事務所長の職務 相当高度の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
7級	1　部長及び部長相当職（担当理事等）並びに久居総合支所長の職務 2　部次長及び部次長相当職（担当参事等）の職務 3　工事事務所長の職務 4　総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務 5　久居総合支所副総合支所長の職務 6　総合支所の部次長相当職（担当参事等）の職務
8級	1　局長及び局長相当職の職務 2　困難な業務を所掌する部長及び部長相当職（担当理事等）の職務 3　困難な業務を所掌する総合支所長（久居総合支所長に限る。）の職務

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

級別標準職務表（行政職給料表）

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務
	技能労務の職務
	出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
2級	1　主任（主事、技師及び保育士を除く。）の職務 2　相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務（技能労務の職務を除く。） 相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長（再任用職員であって、市長が指定する出先機関の長に限る。）の職務
	1　主査の職務 2　出張所長その他の出先機関の長の職務 3　管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 4　主任（主事、技師及び保育士に限る。）の職務 5　相当の知識又は経験を必要とする主任（主事、技師及び保育士を除く。）の職務 6　特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務（技能労務の職務を除く。）
	1　技能長の職務 2　相当の技能又は経験を必要とする主任に係る技能労務の職務 3　特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務 地域支援員の職務
	1　担当副主幹の職務（技能労務の職務を含む。） 2　相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 一定の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
5級	1　担当主幹及び担当主幹相当職の職務 2　相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 相当の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
	1　課長（室長、担当副参事等を含む。）の職務 2　副総合支所長（久居総合支所副総合支所長を除く。）の職務 3　総合支所の課長（担当副参事等を含む。）及び教育委員会事務局事務所長の職務 相当高度の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務
	1　部長及び部長相当職（担当理事等）並びに久居総合支所長の職務 2　部次長及び部次長相当職（担当参事等）の職務 3　工事事務所長の職務 4　総合支所長（久居総合支所長を除く。）の職務 5　久居総合支所副総合支所長の職務 6　総合支所の部次長相当職（担当参事等）の職務
8級	1　局長及び局長相当職の職務 2　困難な業務を所掌する部長及び部長相当職（担当理事等）の職務 3　困難な業務を所掌する総合支所長（久居総合支所長に限る。）の職務

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則をここに公布する。

平成24年3月27日

津市長 前葉泰幸

津市規則第16号

津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則

(趣旨)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行については、法及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「施行規則」という。）に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(墓地等の設置場所の基準)

第2条 法第2条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地にあっては、人家等から100メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること。
 - (3) 納骨堂にあっては、寺院の境内又は墓地の区域内であること。ただし、土地の状況その他の事由により市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
 - (4) 火葬場にあっては、人家等から200メートル以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - ア 公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたとき。
 - イ 同一敷地内において火葬場の施設を増築し、改築し、又は建て替えるとき。
- 2 墓地等の経営者以外の者が、墓地等の設置後、前項第1号又は第4号に規定する距離内に人家等を設置した場合にあっては、それぞれ同項第1号又は第4号の規定は適用しない。

(墓地等の区域の変更)

第3条 墓地等の区域を変更しようとするときは、変更に係る区域について、前条の規定を準用する。

(墓地の施設基準)

第4条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は溝等で区画すること。
- (2) 墓地には適當な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。

(納骨堂の施設基準)

第5条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂は主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備は不燃材料を用いること。
- (2) 納骨堂の出入口及び納骨装置は、施錠できること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでない。

(火葬場の施設基準)

第6条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の境界に障壁又は樹木による垣根等を設けること。
- (2) 火葬場の出入口には、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防臭及び防塵について、十分な能力を有する排ガス燃焼装置等を設けること。
- (4) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。
- (5) 火葬場には、灰庫を設けること。
- (6) 火葬炉が存する建物は、施錠できること。

(基準の適用除外)

第7条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条から前条までの規定を適用しないことができる。

2 小規模な墓地等については、第4条から前条までの規定を適用しないことができる。

(墓地等の経営許可申請)

第8条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、工事に着手する前に墓地等経営許可申請書（第1号様式）を市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、法第10条第1項の規定による許可をしたときは、墓地等経営許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（墓地等の変更許可申請）

第9条 法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、工事に着手する前に墓地等変更許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第10条第2項の規定による許可をしたときは、墓地等変更許可書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

（墓地等の廃止許可申請）

第10条 法第10条第2項の規定により墓地等を廃止しようとするときは、墓地等廃止許可申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第10条第2項の規定による許可をしたときは、墓地等廃止許可書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。

（都市計画事業等による墓地等の届出）

第11条 法第11条第1項及び第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、墓地・火葬場新設（変更・廃止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了の検査等）

第12条 墓地等の経営者（前条の墓地又は火葬場の経営者を除く。）は、墓地等の新設又は変更の工事が完了したときは、速やかに、墓地等工事完了届（第8号様式）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査を行い、墓地等の施設が第4条から第6条までに定める基準に適合すると認めたときは、墓地等工事完了確認書（第9号様式）を墓地等の経営者に交付するものとする。

- 3 墓地等の経営者は、前項の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

（帳簿）

第13条 施行規則第7条第1項及び第3項に規定する帳簿は、それぞれ墓籍（第10号様式）、納骨簿（第11号様式）及び火葬簿（第12号様式）とする。

（経営者等の遵守事項）

第14条 墓地等の経営者及び管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 清掃を励行して、衛生上支障がないようにすること。
- (2) 公衆衛生上必要な設備は、隨時整備補修を行い、常に適正な状態に維持すること。
- (3) 改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改葬を行う者を指導監督すること。

(墓地等台帳)

第15条 市長は、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定による許可書を交付したときは、許可の内容を墓地等台帳（第13号様式）に記載するものとする。

(墓地等台帳への登載届出)

第16条 墓地等台帳に記載されていない墓地等の経営者で、墓地等台帳への登載を届け出る者は、墓地等台帳登載届（第14号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、届出の内容を墓地等台帳に記載するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に、墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年三重県規則第26号。以下「県規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に県規則の規定により作成されている帳簿等は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、補正して使用することができる。

第1号様式（第8条関係）

墓 地 等 経 営 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）津市長

申請者 住所
氏名 (印)
電話

〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

墓 地

下記のとおり納骨堂を経営したいので、津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則第8条第1項
火葬場

の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
2 墓地等の所在地
3 墓地等の敷地の地目
4 墓地等の敷地の面積 平方メートル
5 墓地等の構造設備の概要
6 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
7 墓地等の管理者

住所
氏名

添付書類

- 1 墓地等の周囲200メートル以内に在する人家等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図
2 墓地にあっては、施設の配置図及び造成に関する計画書
3 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の設計図
4 許可の申請に係る理由書
5 墓地等となる土地の実測平面図
6 墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書
7 墓地等の敷地が借地である場合にあっては、所有者の承諾書
8 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
9 農地である場合にあっては、市農業委員会の意見書
10 墓地の区域の面積が5ヘクタール以上のものにあっては、市土地利用調整会議の意見書
11 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。ただし、許可申請中のものにあっては、その申請書の写し
12 申請しようとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の規則、寄附行為
又は定款の写し及び登記事項証明書
13 墓地等の維持管理の方法

第2号様式（第8条関係）

墓 地 等 経 営 許 可 書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

墓地
年 月 日付けで申請のあった納骨堂の経営については、次のとおり許可します。
火葬場

- | | |
|---|----------|
| 1 | 墓地等の名称 |
| 2 | 墓地等の所在地 |
| 3 | 墓地等の敷地面積 |
| 4 | 条件 |

第3号様式（第9条関係）

墓 地 等 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 津市長

申請者 住所
氏名 印
電話

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名]

下記のとおり墓地の区域を変更したいので、津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱
納骨堂・火葬場の施設

規則第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 変更事項
 - (1) 墓地の区域の変更にあっては、拡張又は縮小する区域の所在地並びに敷地の地目及び面積
 - (2) 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあっては、変更する施設の所在地面積及び構造設備の概要
- 3 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

添付書類

- 1 墓地等の周囲200メートル以内に在する人家等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- 2 墓地にあっては、施設の配置図及び造成に関する計画書
- 3 納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の設計図
- 4 許可の申請に係る理由書
- 5 墓地等となる土地の実測平面図
- 6 墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書
- 7 墓地等の敷地が借地である場合にあっては、所有者の承諾書
- 8 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- 9 農地である場合にあっては、市農業委員会の意見書
- 10 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。ただし、許可申請中のものにあっては、その申請書の写し
- 11 墓地等の維持管理の方法

備考 墓地等の縮小にあっては、上記のうち6、7、9～11の添付書類を除く。

第4号様式（第9条関係）

墓 地 等 変 更 許 可 書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

年 月 日 付けで申請のあつた墓地の区域の変更については、次のとおり許可します。
納骨堂・火葬場の施設

- 1 墓地等の名称
- 2 変更事項（変更前、変更後の墓地等の所在地及び面積）
- 3 条件

第5号様式（第10条関係）

墓地等廃止許可申請書

年　月　日

（宛先）津市長

住所
申請者 氏名 印
電話

〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所
又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

墓地

下記のとおり納骨堂を廃止したいので、津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則第10条第1項
火葬場
の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
2 墓地等の所在地
3 墓地等の敷地の面積 平方メートル

添付書類

- 1 墓地又は納骨堂にあっては、改葬計画書
2 許可の申請に係る理由書
3 墓地等経営許可書
4 その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第10条関係）

墓 地 等 廃 止 許 可 書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

墓地
年 月 日 付けで申請のあった納骨堂の廃止については、次のとおり許可します。
火葬場

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 墓地等の名称 |
| 2 | 墓地等の所在地 |
| 3 | 墓地等の敷地の面積 |
| 4 | 条件 |

第7号様式（第11条関係）

墓地・火葬場新設（変更・廃止）届

年　月　日

(宛先) 津市長

住所
 申請者 氏名 印
 電話

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所
 又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名]

新設
 都市計画事業（土地区画整理事業）により墓地を変更したいので、津市墓地、埋葬等に関する法
 火葬場 墓地
 廃止

律施行取扱規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画事業又は土地区画整理事業の名称						
事業主体名						
墓地 又は 火葬場	名 称					
	所 在 地					
墓 地	区 域	面積	m ²	地 目		
	区 画	数		面 積	1 区画当たり	m ²
火葬場	敷 地	面積	m ²			
	建物延べ面積		m ²	煙突の 高さ	m	
	火 葬 炉	数	基	面 積	m ²	
事業認可（承認）年月日 及び事業認可（承認）番号		年 月 日				
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日				

第8号様式（第12条関係）

墓地等工事完了届

年　月　日

(宛先) 津市長

申請者 住所
　　氏名 (印)
　　電話

〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所
　　又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

墓地　新設　納骨堂の工事が完了したので津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

墓地、納骨堂	名 称	
又は火葬場	所在 地	
新設又は変更の許可年 月日及び許可指令番号	年 月 日	
新設又は変更の工事の 着工及び完了の年月日	着工 年 月 日	
	完了 年 月 日	
施工業者名		

第9号様式（第12条関係）

墓地等工事完了確認書

津市指令（記号番号）
年　月　日

（氏名）様

津市長（氏名）印

墓地　新設
年　月　日付けで届出のあった納骨堂の変更
火葬場

等に関する法律施行取扱規則第12条第2項の規定により、検査を行った結果、次のとおり適正に工事が完了したことを確認します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 許可年月日及び許可指令番号

第14号様式（第16条関係）

墓地等台帳登載届

年　月　日

（宛先）津市長

申請者　住所
　　氏名　　㊞
　　電話

〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所
　　又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

墓地等台帳へ登載したいので、津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の面積
- 4 墓地等の地目
- 5 墓地等の管理者の住所、氏名

添付書類

- 1 施設の配置図及び付近の見取図
- 2 墓地等の実測平面図
- 3 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- 4 墓地、埋葬等に関する法律施行日（昭和23年6月1日）前から墓地等が存在していたことが分かる証拠書類（過去帳、墓籍等）
- 5 届出者の当該法人規則又は定款の写し及び登記事項証明書
- 6 墓地等の維持管理の方法
- 7 現況写真

第10号様式（第13条関係）

壹

墓

墓地使用者		死亡者		埋葬若しく は埋蔵又は 収蔵の年月 日	
住所	氏名	本籍	住所	氏名	年齢
住					

第11号様式（第13条関係）

納

第12号様（第13条関係）

火

火葬申請者	死	亡	者	年	月	日
住所	姓名	本籍	住所	年齡	性別	死亡年月日

第13号様式（第15条、第16条関係）

墓地等台帳

備考	変更・廃止許可年月日	管理者住所氏名	火葬場の炉数	墓地等の建築面積又は施設	墓地等の所在地	墓地等の名称	経営法人の名稱及び代表者住所所在氏名並びにび	許可年月日
	年 月 日							年 月 日
	許可番号		納骨収容数	墳墓区画数				許可番号 津市指令（記号番号）

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月28日

津市長 前葉泰幸

津市規則第17号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事務の分担）

第2条 副市長は、次のとおり事務を分担するものとする。ただし、市長が特に命ずる事務については、この限りでない。

（1）1人の副市長

- ア 政策財務部に属する事務
- イ 危機管理部に属する事務
- ウ 総務部に属する事務
- エ 健康福祉部に属する事務
- オ 商工観光部に属する事務
- カ 競艇事業部に属する事務
- キ 会計管理室に属する事務（会計管理者の権限に属する事務を除く。）
- ク 短期大学に属する事務（学長の権限に属する事務を除く。）
- ケ 教育委員会に属する事務（教育委員会の権限に属する事務を除く。）
- コ 選挙管理委員会に属する事務（選挙管理委員会の権限に属する事務を除く。）
- サ 固定資産評価審査委員会に属する事務（固定資産評価審査委員会の権限に属する事務を除く。）
- シ 監査委員に属する事務（監査委員の権限に属する事務を除く。）
- ス 議会に属する事務（議会及び議長の権限に属する事務を除く。）

（2）他の1人の副市長

- ア 市民部に属する事務
- イ スポーツ文化振興部に属する事務
- ウ 環境部に属する事務

- エ 農林水産部に属する事務
- オ 都市計画部に属する事務
- カ 建設部に属する事務
- キ 下水道部に属する事務
- ク 水道局に属する事務（水道事業管理者の権限に属する事務を除く。）
- ケ 消防部局に属する事務（消防長の権限に属する事務を除く。）
- コ 農業委員会に属する事務（農業委員会の権限に属する事務を除く。）
- サ 公平委員会に属する事務（公平委員会の権限に属する事務を除く。）

第3条中「前条第1項」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第18号

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第116号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 地域医療に關すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第19号

障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 障害者自立支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）指定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入り口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあっては変更届出書（第2号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては廃止（休止・再開）届出書（第3号様式）により、

それぞれ行うものとする。

(公示)

第4条 市長は、障害者自立支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この規則の施行の日前においても、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に必要な準備行為を行うことができる。

第1号様式（第2条関係）

受付番号

指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）指定申請書

平成 年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

申請者
(設置者)
住 所
名 称
氏名(代表者)
電 話

印

障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業所
児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所
を添えて申請します。

に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類

申請者 (設置者)	フ リ ガ ナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 一) 県 郡・市			
	法人である場合その種別			法人所轄庁	
	連絡先 電話番号			F A X 番 号	
	代表者の職・氏名	職 名		フ リ ガ ナ	
代表者の住 所	(郵便番号 一) 県 郡・市				
指定を受けようとする 事業の種類	フ リ ガ ナ				
	名 称				
	事業所の所在地	(郵便番号 一) 県 郡・市			
	事業の種類	実施 事業	指定申請をする事業の 事業開始予定年月日	様 式	備 考
	特定相談支援事業			付表	
	障害児相談支援事業			付表	
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号				指定年月日	
既に地域相談支援事業（地域移行支援）の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号				指定年月日	
既に地域相談支援事業（地域定着支援）の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号				指定年月日	
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号				指定年月日	
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号				指定年月日	

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財團法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて申請すること。

付表 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	名称											
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市										
		連絡先	電話番号			FAX番号						
当該事業について定めてある定款・寄付行為等の条文					第	条	第	項	第	号		
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 -)							
	氏名											
	生年月日											
	当該事業所における相談支援専門員との兼務の有無					有	・	無				
	他の事業所又は施設の従業者との兼務（以下、有の場合記載）					有	・	無				
	事業所の名称			兼務する職種								
事業の種類			勤務時間									
従事員数者 への人職種 ・				相談支援専門員		その他の者						
				専従	兼務	専従	兼務					
	常勤（人）											
	非常勤（人）											
	常勤換算後の人数（人）											
他の事業所又は施設の従業者との兼務（有の場合、別紙に記載）					有	・	無					
総 具の合 体実的 的施な な体相 方制談 法の支 援	事業の主たる対象とする障害の種類の定めの有無			有						・	無	
	主たる対象としていない者への対応体制											
	医療機関や行政との連携体制											
	計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制											
主な掲示事項	営業日											
	営業時間											
	主たる対象者			特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児								
	その他の費用											
	通常の事業実施地域											
添付書類		別添のとおり（定款、登記簿謄本、条例等、事業所の平面図、運営規程、経歴書、入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況（貸借対照表・財産目録等）等）										

備考

- 特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の指定を申請する場合についても、本様式1枚にまとめて提出してください。
- 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- 「兼務」については、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との兼務を除く。
- 「総合的な相談支援の実施体制の具体的な方法」については、具体的な内容について記載する他、それぞれ根拠となる書類も提出してください。また、「主たる対象としないものへの対応体制」については、「事業の主たる対象とする障害の種類の定めの有無」が有の場合に記載すること。
- 「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別途資料として添付して差し支えありません。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

別紙

他の事業所又は施設の従業者と兼務する相談支援専門員について

他の事業所又は施設の従業者と兼務する相談支援専門員をすべて記載してください。					
1	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類		兼務する職種
	氏名		勤務時間		
2	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類		兼務する職種
	氏名		勤務時間		
3	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類		兼務する職種
	氏名		勤務時間		
4	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類		兼務する職種
	氏名		勤務時間		
5	氏 名		事業所の名称		
	フリガナ		事業の種類		兼務する職種
	氏名		勤務時間		

第2号様式（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住所
事業者 名称

氏名（代表者）印

電話

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号			
指定内容を変更した事業所		名称	
変更があった事項		変更の内容	
1 事業所（施設）の名称		(変更前)	(変更後)
2 事業所（施設）の所在地（設置の場所）			
3 申請者（設置者）の名称			
4 主たる事務所の所在地			
5 代表者の氏名及び住所			
6 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）			
7 事業所の平面図及び設備の概要			
8 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴			
9 相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴			
10 運営規程			
11 請求に関する事項			
12 役員の氏名、生年月日及び住所			
変更年月日		年 月 日	

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出してください。

第3号様式（第3条関係）

廃止（休止・再開）届出書

年　月　日

（宛先）津市長

（〒）

住所

事業者 名称

氏名（代表者）

印

電話

次のとおり事業の
廃止　休止　再開　をしましたので届け出ます。

事業所番号	
廃止（休止・再開）する事業所名	称
所 在 地	
廃止（休止・再開）した年月日	年　月　日
廃止（休止）した理由	
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置（廃止（休止）した場合のみ）	
休止予定期間	年　月　日～　年　月　日

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
2 再開の場合は、再開の日から10日以内に届け出してください。
3 廃止（休止）の場合は、廃止（休止）の日の1ヶ月前までに届け出してください。

広報津発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第20号

広報津発行規則の一部を改正する規則

広報津発行規則（平成18年津市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、起案用紙の「施行取扱上の注意」欄に「広報津登載」と記載し」を削り、「添付の上、広報室長」を「広報課長」に、「広報室長」を「広報課長」に改める。

第5条中「広報室長」を「広報課長」に改める。

第7条中「広報室」を「広報課」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第21号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、出先機関及び当直員等」を「及び出先機関」に改める。

別表市印の項中「市民課窓口担当」を「市民課住民窓口担当」に改め、同表市長印の項中「市民課窓口担当」及び「市民課戸籍・管理担当」を「市民課住民窓口担当」に、「82」を「84」に改め、同表市長職務代理者印の項中「市民課窓口担当」及び「市民課戸籍・管理担当」を「市民課住民窓口担当」に、「82」を「84」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第22号

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則（平成18年津市規則第267号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第3項中「翌年度の」次に「4月1日から」を加える。

附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

別表中

金属製品製造業	を
プラスチック製品製造業	に
窯業・土石製品製造業	
金属製品製造業	

改める。

第2号様式の3中「翌年度の」次に「4月1日から」を加え、「又は事業の開始日の属する年度」を「（市長が必要と認めるときは、事業の開始日の属する年度）」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第23号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 60歳以上の者（平成18年4月1日前に50歳以上である者を含む。）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に該当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第5条中第7項を第9項とし、第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 市長は、入居の申込みをした者が条例第6条第1項に規定する身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下この条において「要介護者」という。）に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 4 市長は、入居の申込みをした者が要介護者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、関係部局に意見を求めることができる。

第5号様式中「第5条第5項」を「第5条第7項」に改める。

第7号様式中「第5条第7項」を「第5条第9項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第24号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

第1条 津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中

「東京事務所	渉外担当」を
「東京事務所	シティプロモーション・渉外担当
地域政策課	地域政策担当
広報課	広報担当 シティプロモーション担当」

に改め、同

項第4号の表中

「市民交流課	企画管理担当	市民活動担当	広聴相談担当
交通安全担当	を		
市民課	戸籍・管理担当	窓口担当	外国人登録担当」
「市民課	企画管理担当	住民窓口担当	外国人登録担当
市民交流課	管理担当	国際・国内交流担当	多文化共生担当
当 交通安全担当	に		

改め、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 市民部市民交流課

対話連携推進室 対話連携担当 広聴相談担当

第2条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1政策財務部の表政策課の部政策担当の項第17号中「（地域振興室及び広報室を含む。）」を削り、同表東京事務所の部を次のように改める。

東京事務所	シティプロモーション・渉外担当	(1) 国等の行政機関その他各種団体等との連絡に関すること。 (2) 市政に係る情報及び資料の収集、発信及び調査等に関すること。
-------	-----------------	---

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 首都圏における企業の誘致に関すること。 (4) 首都圏におけるシティプロモーションに関すること。 (5) 物産及び観光の紹介等に関すること。 (6) 所の庶務に関すること。
--	--	---

別表第1 政策財務部の表東京事務所の部の次に次のように加える。

地域政策課	地域政策担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合支所との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。 (2) 総合支所との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。 (3) 地域審議会との連絡調整及び総括に関すること。 (4) 地域支援員との連絡調整に関すること。 (5) 津地区地域審議会に関すること。 (6) 過疎地域等に係る対策に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。
広報課	広報担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市政に係る広報に関すること。 (2) 広報活動の企画及び連絡調整に関すること。 (3) 広報紙の発行等に関すること。 (4) 報道機関に関すること。 (5) 映像及び音声による広報に関すること。 (6) ホームページに関する事（情報機器に関する事を除く。）。 (7) 市の花、木及び鳥並びに市民歌に関する事。 (8) 課の庶務に関する事。
	シティプロモーション担当	シティプロモーションに関する事。

別表第1 総務部の表人事課の部給与厚生担当の項第3号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

別表第1 市民部の表を次のように改める。

市民部

課	担当	分掌事務
---	----	------

市民課	企画管理担当	(1) アストプラザオフィスとの連絡調整に関すること。 (2) 斎場に関すること。 (3) 津市第一青谷集会所及び津市第二青谷集会所に関すること。 (4) 庁内の案内に関すること。 (5) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。 (6) 部に係る予算の調製に関すること。 (7) 部及び課の庶務に関すること。
	住民窓口担当	(1) 戸籍の記録及び整備に関すること。 (2) 犯歴等関係名簿の管理に関すること。 (3) 人口動態調査に関すること。 (4) 住民基本台帳に係る届出の受付及び証明書の交付に関すること。 (5) 住民基本台帳の記録及び整備に関すること。 (6) 戸籍に係る届出等の受付及び証明書の交付に関すること。 (7) 身分証明等に関すること。 (8) 戸籍の附票に関すること。 (9) 印鑑の登録及び証明に関すること。 (10) 住民実態調査に関すること。 (11) 公的個人認証サービスに係る電子証明に関すること。 (12) 国民健康保険加入者及び国民年金被保険者に係る住所等の異動の受付に関すること。 (13) 住民税、軽自動車税及び固定資産税（租税特別措置法による住宅用家屋証明書を除く。）に係る諸証明書の交付に関すること。 (14) 埋葬及び火葬の許可に関すること。
外国人登録担当		(1) 外国人の登録に関すること。 (2) 外国人登録原票記載事項証明書等の交付に関すること。

市民交流課	管理担当	(1) 出張所の総括管理及び連絡調整に関すること。 (2) 自衛官の募集に関する事。 (3) コミュニティ施設及び集会所（津市第一青谷集会所及び津市第二青谷集会所を除く。）に関する事。 (4) 暴力の追放に関する事。 (5) 防犯意識の高揚等に関する事。 (6) 消費生活に関する事。 (7) 消費者相談に関する事。 (8) 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務に関する事。 (9) 津市計量検査所の管理に関する事。 (10) 課（対話連携推進室を含む。）の庶務に関する事。
	国際・国内交流担当	(1) 国際・国内交流に係る事業の企画及び調整に関する事。 (2) 姉妹都市及び友好都市に関する事。 (3) 都市間交流に関する事。
多文化共生担当		(1) 多文化共生に関する事。 (2) 国際化への対応に関する事。
交通安全担当		(1) 交通安全対策の総合調整に関する事。 (2) 交通安全意識の啓発に関する事。 (3) 交通安全の相談に関する事。 (4) 放置自転車対策に関する事。 (5) 自転車等駐車場に関する事。 (6) 津市交通遊園に関する事。
人権課	人権啓発担当	(1) 人権施策の推進に関する事。 (2) 人権施策に係る計画の策定に関する事。 (3) 人権擁護委員に関する事。 (4) 非核平和に係る事業の推進に関する事。 (5) その他人権施策に関する事。 (6) 課（男女共同参画室及び地域調整室を含

む。) の庶務に関すること。

別表第1健康福祉部の表こども家庭課の部児童母子担当の項第2号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同表障がい福祉課の部障がい福祉担当の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

別表第1競艇事業部の表競艇事業課の部企画広報担当の項に次の1号を加える。

(5) 課の庶務に関すること。

別表第3政策財務部政策課の表を削る。

別表第3市民部市民交流課の表を次のように改める。

市民部市民交流課

室	担当	分掌事務
対話連携推進室	対話連携担当	<ul style="list-style-type: none">(1) 対話と連携の推進に関すること。(2) 市政懇談会に関すること。(3) 自治会との連絡調整に関すること。(4) 地縁による団体に関すること。(5) 市民活動に関すること。(6) 市民活動の組織の育成援助の総括に関すること。(7) 津市市民活動センターの事業（地域福祉ステーションに係るものを除く。）の運営等その他同センターの総括管理に関すること。
	広聴相談担当	<ul style="list-style-type: none">(1) 市民相談に関すること。(2) 住民意識調査及び広聴に関すること。(3) 陳情、要望等の受付、調整及び進行管理の総括に関すること。(4) パブリック・コメントの総括に関すること。

第2条 津市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号の表中「外国人登録担当」を削る。

別表第1市民部の表市民課の部外国人登録担当の項を削る。

附 則

- 1 この規則中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年7月9日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、所、

室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、第1条の規定の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、所、課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

政策財務部 東京事務所 渉外担当	政策財務部 東京事務所 シティプロモーション・渉外担当
〃 地域振興室 地域振興担当	〃 地域政策課 地域政策担当
〃 広報室 広報担当	〃 広報課 広報担当
市民部 国際・国内 国際・国内 交流室 交流担当	市民部 市民交流課 国際・国内 交流担当
〃 〃 多文化共生 担当	〃 〃 多文化共生 担当

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第25号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改める。

第4条第1項第3号中「、乳幼児」を削り、「応じて、」の次に「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号）の規定による改正前の」を、「昭和46年政令第281号」の次に「。以下「改正前の政令」という。」を加え、同項第4号中「児童手当法施行令」を「改正前の政令」に改め、同条第2項中「6歳」を「12歳」に改め、同項第2号及び同条第3項中「児童手当法施行令」を「改正前の政令」に改める。

第1号様式その1中「乳幼児」を「子ども」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

第3号様式その4中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第7号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第4条の改正規定（同条第1項第3号中「、乳幼児」を削る部分及び同条第2項中「6歳」を「12歳」に改める部分を除く。）は平成24年4月1日から、その他の改正規定は同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 市長は、施行日前においても、福祉医療費等の助成に関し必要な準備行為を行うことができる。

4 この規則の施行の際現に改正前の津市福祉医療費等の助成に関する条例施

行規則の規定により交付されている受給資格証は、改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の相当規定により交付された受給資格証みなす。

津市訓令第2号

序中一般
出先機関

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月28日

津市長 前葉泰幸

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市臨時職員取扱規程（平成18年津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

4 前項に規定する休暇のほか、臨時職員のうち1週間の勤務日が3日以上又は6箇月の勤務日数が60日以上である職員（6箇月を超えない期間において任用期間を更新した場合にあっては、その勤務日数が121日以上である職員）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の休暇を付与するものとする。この場合において、第1号から第6号までに定める期間の休暇にあっては有給の休暇と、第7号から第16号までに定める期間の休暇にあっては無給の休暇とするものとする。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
 - ア 当該職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
 - イ 当該職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤するこ

とが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 当該職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、当該職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (7) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の当該職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (8) 女子の当該職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の当該職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (9) 生後1年に達しない子を育てる当該職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の当該職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する当該職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 6箇月を超えない期間の範囲内において2日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、5日）の範囲内の期間（6箇月を超えない期間において任用期間を更新した場合にあっては、5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間）
- (11) 次に掲げる者（イ及びウに掲げる者にあっては、当該職員と同居しているものに限る。）で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号及び次号において「要

介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話をを行う当該職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 6箇月を超えない期間の範囲内の期間において 2日(要介護者が2人以上の場合にあっては、5日)の範囲内の期間(6箇月を超えない期間において任用期間を更新した場合にあっては、5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間)

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 当該職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び当該職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

- (12) 要介護者の介護をする当該職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する93日(当該状態となった日前において当該職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、93日からその使用の状況を考慮して市長が定める日数を差し引いた日数)の範囲内の期間
- (13) 女子の当該職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 2日の範囲内の期間
- (14) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 医師の証明書等に基づき必要と認められる期間
- (15) 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。) 医師の証明書等に基づき7日の範囲内の期間
- (16) 骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

親族	日数
配偶者	
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父 母	3日（臨時職員と生計を一にしていた場合に あっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合に あっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の 祖父母	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者 の兄弟姉妹	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合に あっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

津市訓令第3号

序中一般
出先機関

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市地域支援員設置規程の一部を改正する訓令

津市地域支援員設置規程（平成22年津市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「地域振興室長等」を「地域政策課長等」に改める。

第6条第2項中「政策財務部政策課地域振興室」を「政策財務部地域政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般
出先機関

津市安全運転管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市安全運転管理規程の一部を改正する訓令

津市安全運転管理規程（平成18年津市訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第74条の2」を「第74条の3」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第5号

庁中一般
出先機関

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

津市社会福祉事務所処務規程（平成18年津市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

別表第3本庁の表障がい福祉課の項中「第9条第6項及び第7項」を「第9条第7項及び第8項」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

津市訓令第6号

庁中一般
出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

第1条 津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1久居総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第40号を第42号とし、第1号から第39号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 政策財務部地域政策課との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 政策財務部地域政策課との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。

別表第1久居総合支所の表福祉課の部こども家庭担当の項第1号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の部総務担当の項中第71号を第73号とし、第1号から第70号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 政策財務部地域政策課との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 政策財務部地域政策課との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項第10号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

別表第3中「子ども手当等」を「児童手当等」に改める。

別表第5久居総合支所の表地域振興課の項中

「地域振興課」を	1 保存文書の管理に関すること。		○			
「地域振興課」を	1 政策財務部地域政策課との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。 2 政策財務部地域政策課との連携による本庁関係部等に対する協議及び調整に関すること。 3 保存文書の管理に関すること。	軽易なもの	やや重要なも	重要なも	特に重要なも	の

に、「2 公印管守」を「4 公印管守」に、「3 統計調査員」を「5 統計調査員」に、「4 出張所」を「6 出張所」に、「5 広報活動」を「7 広報活動」に、「6 陳情」を「8 陳情」に、「7 運動施設」を「9 運動施設」に、「8 市有財産」を「10 市有財産」に、「9 財産区」を「11 財産区」に、「10 庁舎」を「12 庁舎」に、「11 公用車両」を「13 公用車両」に、「12 車両」を「14 車両」に、「13 集中管理車両」を「15 集中管理車両」に、「14 防災行政無線等」を「16 防災行政無線等」に、「15 住宅」を「17 住宅」に、「16 自主防災組織活動」を「18 自主防災組織活動」に、「17 情報通信機器」を「19 情報通信機器」に、「18 情報通信基盤」を「20 情報通信基盤」に、「19 電子計算機処理」を「21 電子計算機処理」に、「20 地域活動」を「22 地域活動」に、「21 地区地域審議会」を「23 地区地域審議会」に、「22 過疎地域等」を「24 過疎地域等」に、「23 鳥獣飼養」を「25 鳥獣飼養」に、「24 農林水産業等」を「26 農林水産業等」に、「25 家畜」を「27 家畜」に、「26 下水道普及向上預金」を「28 下水道普及向上預金」に、「27 公共下水道事業受益者負担金等」を「29 公共下水道事業受益者

負担金等」に、「28 公共下水道事業受益者負担金等」を「30 公共下水道事業受益者負担金等」に、「29 公共下水道事業受益者負担金等」を「31 公共下水道事業受益者負担金等」に、「30 公共下水道事業受益者負担金等」を「32 公共下水道事業受益者負担金等」に、「31 下水道使用料」を「33 下水道使用料」に、「32 下水道使用料」を「34 下水道使用料」に、「33 下水道使用料」を「35 下水道使用料」に、「34 下水道使用料」を「36 下水道使用料」に、「35 加入金」を「37 加入金」に、「36 加入金」を「38 加入金」に、「37 加入金」を「39 加入金」に、「38 既設汚水管」を「40 既設汚水管」に、「39 準用河川」を「41 準用河川」に、「40 一般廃棄物」を「42 一般廃棄物」に、「41 不法投棄」を「43 不法投棄」に、「42 廃棄物」を「44 廃棄物」に、「43 ごみ一時収集所補助事業」を「45 ごみ一時収集所補助事業」に、「44 ごみ等」を「46 ごみ等」に、「45 清掃事業」を「47 清掃事業」に、「46 犬」を「48 犬」に、「47 生活環境」を「49 生活環境」に、「48 生活環境」を「50 生活環境」に、「49 共同汚水処理施設」を「51 共同汚水処理施設」に、「50 里地里山保全活動」を「52 里地里山保全活動」に、「51 希少野生生物」を「53 希少野生生物」に、「52 環境対策」を「54 環境対策」に、「53 騒音規制法」を「55 騒音規制法」に、「54 騒音規制法」を「56 騒音規制法」に、「55 三重県生活環境の保全に関する条例」を「57 三重県生活環境の保全に関する条例」に、「56 環境保全協定」を「58 環境保全協定」に、「57 公害」を「59 公害」に、「58 環境影響評価」を「60 環境影響評価」に、「59 墓地」を「61 墓地」に、「60 火葬場」を「62 火葬場」に、「61 墓地」を「63 墓地」に、「62 市営墓地」を「64 市営墓地」に、「63 市営墓地」を「65 市営墓地」に、「64 そ族」を「66 そ族」に、「65 畜犬」を「67 畜犬」に、「66 畜犬」を「68 畜犬」に、「67 狂犬病」を「69 狂犬病」に、「68 狂犬病」を「70 狂犬病」に、「69 畜犬」を「71 畜犬」に、「70 動物」を「72 動物」に改め、同表福祉課の項中「子ども手当」を「児童手当」に、

25 難病患者等日常生活 活用具給付事業に係	○				
---------------------------	---	--	--	--	--

	る給付の決定等に關すること。				
を「	25 難病患者等日常生活用具給付事業に係る給付の決定等に關すること。	○			
	26 障害児通所給付及び障害児相談支援給付に係る申請の受付及び調査指導に關すること。	○			
	27 障害児通所給付及び障害児相談支援給付の支給決定の変更に關すること。	○			

に改める。

別表第5河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表地域振興課の項目

地域振興課	1 保存文書の管理に 関すること。	○			
-------	----------------------	---	--	--	--

地域振興課	1 政策財務部地域政策課との連携による 地域に係る政策・施策の企画及び調整に 関すること。 2 政策財務部地域政策課との連携による 本庁関係部等に対する協議及び調整に關	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの
				○	

すること。

3 保存文書の管理に
関すること。

○

に、「2 公印管守」を「4 公印管守」に、「3 統計調査員」を「5 統計調査員」に、「4 出張所」を「6 出張所」に、「5 広報活動」を「7 広報活動」に、「6 陳情」を「8 陳情」に、「7 市有財産」を「9 市有財産」に、「8 財産区」を「10 財産区」に、「9 庁舎」を「11 庁舎」に、「10 公用車両」を「12 公用車両」に、「11 車両」を「13 車両」に、「12 集中管理車両」を「14 集中管理車両」に、「13 防災行政無線等」を「15 防災行政無線等」に、「14 住宅」を「16 住宅」に、「15 自主防災組織活動」を「17 自主防災組織活動」に、「16 情報通信機器」を「18 情報通信機器」に、「17 情報通信基盤」を「19 情報通信基盤」に、「18 電子計算機処理」を「20 電子計算機処理」に、「19 市民相談」を「21 市民相談」に、「20 消費者相談」を「22 消費者相談」に、「21 計量器」を「23 計量器」に、「22 交通安全」を「24 交通安全」に、「23 國際化」を「25 國際化」に、「24 國際交流」を「26 國際交流」に、「25 地域活動」を「27 地域活動」に、「26 地区地域審議会」を「28 地区地域審議会」に、「27 過疎地域等」を「29 過疎地域等」に、「28 鳥獸飼養」を「30 鳥獸飼養」に、「29 農林水産業等」を「31 農林水産業等」に、「30 家畜」を「32 家畜」に、「31 公園」を「33 公園」に、「32 公園」を「34 公園」に、「33 公園」を「35 公園」に、「34 下水道普及向上預金」を「36 下水道普及向上預金」に、「35 公共下水道事業受益者負担金等」を「37 公共下水道事業受益者負担金等」に、「36 公共下水道事業受益者負担金等」を「38 公共下水道事業受益者負担金等」に、「37

公共下水道事業受益者負担金等」を「39 公共下水道事業受益者負担金等」に、「38 公共下水道事業受益者負担金等」を「40 公共下水道事業受益者負担金等」に、「39 下水道使用料」を「41 下水道使用料」に、「40 下水道使用料」を「42 下水道使用料」に、「41 下水道使用料」を「43 下水道使用料」に、「42 下水道使用料」を「44 下水道使用料」に、「43 加入金」を「45 加入金」に、「44 加入

金」を「4 6 加入金」に、「4 5 加入金」を「4 7 加入金」に、「4 6 既設汚水管」を「4 8 既設汚水管」に、「4 7 準用河川」を「4 9 準用河川」に、「4 8 一般廃棄物」を「5 0 一般廃棄物」に、「4 9 不法投棄」を「5 1 不法投棄」に、「5 0 廃棄物」を「5 2 廃棄物」に、「5 1 ごみ一時収集所補助事業」を「5 3 ごみ一時収集所補助事業」に、「5 2 ごみ等」を「5 4 ごみ等」に、「5 3 清掃事業」を「5 5

清掃事業」に、「5 4 犬」を「5 6 犬」に、「5 5 生活環境」を「5 7 生活環境」に、「5 6 生活環境」を「5 8 生活環境」に、「5 7 共同汚水処理施設」を「5 9 共同汚水処理施設」に、「5 8 里地里山保全活動」を「6 0 里地里山保全活動」に、「5 9 希少野生生物」を「6 1 希少野生生物」に、「6 0 環境対策」を「6 2 環境対策」に、「6 1 騒音規制法」を「6 3 騒音規制法」に、「6 2 騒音規制法」を「6 4 騒音規制法」に、「6 3 三重県生活環境の保全に関する条例」を「6 5 三重県生活環境の保全に関する条例」に、「6 4 環境保全協定」を「6 6 環境保全協定」に、「6 5 公害」を「6 7 公害」に、「6 6 環境影響評価」を「6 8 環境影響評価」に、「6 7 墓地」を「6 9 墓地」に、「6 8 火葬場」を「7 0 火葬場」に、「6 9 墓地」を「7 1 墓地」に、「7 0 市営墓地」を「7 2 市営墓地」に、「7 1 市営墓地」を「7 3 市営墓地」に、「7 2 そ族」を「7 4 そ族」に、「7 3 畜犬」を「7 5 畜犬」に、「7 4 畜犬」を「7 6 畜犬」に、「7 5 狂犬病」を「7 7 狂犬病」に、「7 6 狂犬病」を「7 8 狂犬病」に、「7 7 畜犬」を「7 9 畜犬」に、「7 8 動物」を「8 0 動物」に、「7 9 男女共同参画」を「8 1 男女共同参画」に、「8 0 同和問題」を「8 2 同和問題」に、「8 1 福祉資金」を「8 3 福祉資金」に、「8 2 次に掲げる施設」を「8 4 次に掲げる施設」に改め、同表市民福祉課の項中「子ども手当」を「児童手当」に、

「	53 後期高齢者医療被 保険者証等の引渡し に関すること。	○	」
を 「	53 後期高齢者医療被 保険者証等の引渡し	○	

<p>に関すること。</p> <p>54 障害児通所給付及び障害児相談支援給付に係る申請の受付及び調査指導に関すること。</p> <p>55 障害児通所給付及び障害児相談支援給付の支給決定の変更に関すること。</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
--	-----------------------	-----------------------	--	--

に改める。

第2条 津市支所及び出張所処務規程の一部を次のように改正する。

別表第1久居総合支所の表市民課の部市民担当の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第27号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部市民担当の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第25号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第3中

(6) 外国人登録原票記載事項証明書の交付に関すること。
(7) 埋葬及び火葬の許可に関すること。
(8) 津市斎場の使用に関すること。
(9) 市税及び税外収入金の収納に関すること。
(10) 住民税、軽自動車税及び固定資産税（評価証明書、課税標準額証明書及び公租公課証明書に限る。）に係る諸証明書の交付に関すること。
(11) 財産区との連絡調整に関する事（榎原出張所及び波瀬出張所に限る。）。
(12) 市民相談及び陳情・要望の受付及び調整に関する事。

(13) 自治会との連絡調整に関すること。	
(14) 国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失の届出に関すること。	
(15) 国民年金被保険者の資格の取得及び転入の届出に関すること。	
(16) 介護保険受給資格者証明書の交付に関すること。	を
(17) 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、老人保健医療、福祉医療、児童手当等に係る申請等の受付に関すること。	
(18) 専用公印の管守に関すること。	
(19) 統計その他各種調査に関すること。	
(20) 文書の掲示に関すること。	
(21) 法令に基づく委員会からの嘱託事務に関すること。	
(22) 出張所の庶務に関すること。	
(23) 高野尾出張所、大里出張所、白塚出張所及び栗真出張所の総括管理及び連絡調整に関する事（一身田出張所に限る。）。	
(24) 安東出張所、櫛形出張所及び片田出張所の総括管理及び連絡調整に関する事（神戸出張所に限る。）。	
(25) 藤水出張所及び雲出出張所の総括管理及び連絡調整に関する事（高茶屋出張所に限る。）。	
(26) その他市長が必要と認める事。	

(6) 埋葬及び火葬の許可に関する事。
(7) 津市斎場の使用に関する事。
(8) 市税及び税外収入金の収納に関する事。
(9) 住民税、軽自動車税及び固定資産税（評価証明書、課税標準額証明書及び公租公課証明書に限る。）に係る諸証明書の交付に関する事。
(10) 財産区との連絡調整に関する事（榎原出張所及び波瀬出張所に限る。）。

(11) 市民相談及び陳情・要望の受付及び調整に関すること。	
(12) 自治会との連絡調整に関すること。	
(13) 国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失の届出に関すること。	
(14) 国民年金被保険者の資格の取得及び転入の届出に関すること。	
(15) 介護保険受給資格者証明書の交付に関すること。	に改める。
(16) 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、老人保健医療、福祉医療、児童手当等に係る申請等の受付に関すること。	
(17) 専用公印の管守に関すること。	
(18) 統計その他各種調査に関すること。	
(19) 文書の掲示に関すること。	
(20) 法令に基づく委員会からの嘱託事務に関すること。	
(21) 出張所の庶務に関すること。	
(22) 高野尾出張所、大里出張所、白塚出張所及び栗真出張所の総括管理及び連絡調整に関すること（一身上田出張所に限る。）。	
(23) 安東出張所、櫛形出張所及び片田出張所の総括管理及び連絡調整に関すること（神戸出張所に限る。）。	
(24) 藤水出張所及び雲出出張所の総括管理及び連絡調整に関すること（高茶屋出張所に限る。）。	
(25) その他市長が必要と認めること。	

別表第8中

(6) 外国人登録原票記載事項証明書の交付に関すること。
(7) 埋葬及び火葬の許可に関すること。
(8) 斎場の使用許可に関すること。
(9) 市税に係る証明書の交付に関すること。
(10) 国民健康保険被保険者証の交付及び修正に関すること。
(11) 介護保険受給資格証明書の交付に関すること。

を

- | |
|-------------------------------|
| (6) 埋葬及び火葬の許可に関すること。 |
| (7) 斎場の使用許可に関すること。 |
| (8) 市税に係る証明書の交付に関すること。 |
| (9) 国民健康保険被保険者証の交付及び修正に関すること。 |
| (10) 介護保険受給資格証明書の交付に関すること。 |

に改める。

附 則

この訓令中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年7月9日から施行する。

津市訓令第7号

庁中一般
出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

第1条 津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表政策財務部の表東京事務所の項中

「	2 首都圏における企業の誘致に関すること。	軽易なものの	やや重要なもの	重要なものの	特に重要なものの	」
---	-----------------------	--------	---------	--------	----------	---

「	2 首都圏における企業の誘致に関すること。	軽易なものの	やや重要なもの	重要なものの	特に重要なものの	」
「	3 首都圏におけるシティプロモーションに関すること。	軽易なものの	やや重要なもの	重要なものの	特に重要なものの	」

に改め、同項の次に次のように加える。

地域政策課	1 総合支所との連携による地域に係る政策・施策の企画及び調整に関すること。 2 総合支所との連携による本庁関係部等に対	軽易なもの	やや重要なもの	重要なものの	特に重要なものの	○
-------	--	-------	---------	--------	----------	---

	<p>する協議及び調整に関すること。</p> <p>3 地域審議会との連絡調整及び総括に関すること。</p> <p>4 地域支援員との連絡調整に関すること。</p> <p>5 津地区地域審議会に係る庶務に関すること。</p> <p>6 過疎地域等に係る対策の推進及び総合調整に関すること。</p>			○	
広報課	<p>1 広報津の編集及び発行に関すること。</p> <p>2 記者発表及び資料提供に関すること。</p> <p>3 広報活動の企画及び連絡調整に関すること。</p> <p>4 映像及び音声による広報番組等の企画及び制作に関すること。</p> <p>5 ホームページの企画及び編集に関すること。</p> <p>6 市の花、木及び鳥並びに市民歌に関すること。</p> <p>7 シティプロモーションに関すること。</p>	軽易なもの 軽易なもの 軽易なもの	やや重要なもの やや重要なもの やや重要なもの	重要なもの ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

別表第2個別専決事項の表政策財務部の表財政課の項中

「	6 議決予算等の三重県知事への報告に関する事項	○				
---	-------------------------	---	--	--	--	--

すること。
を削り、「7 地方交付税資料」を「6 地方交付税資料」に、「8 決算統計資料」を「7 決算統計資料」に、「9 市債」を「8 市債」に改める。

別表第2個別専決事項の表市民部の表を次のように改める。

市民部

課	専決事項	決裁区分				
		担当主幹	課長	部次長	部長	副市長
市民課	1 身元調査に関すること。 2 既決犯罪通知等の処理に関すること。 3 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る届書及び申請書の受理及び処理に関すること。 4 戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）その他の関係法令に基づく告知及び催告に関すること。 5 外国人の登録に関すること。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○			
市民交流課	1 出張所の総括管理及び連絡調整に関すること。 2 消費者相談に関すること。 3 計量法（平成4年法		○ ○ ○			

	律第51号)に基づく事務に関すること。				
	4 國際化への対応に関すること。	軽易なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	5 國際交流に関すること。	軽易なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	6 姉妹都市及び友好都市に関すること。	軽易なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	7 都市間交流に関すること。	軽易なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	8 交通安全対策の計画、実施及び調整に関すること。	軽易なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
	9 交通安全の相談に関すること。	○			
人権課	1 人権施策の計画、実施及び調整に関すること。 2 非核平和に係る事業の推進に関すること。	軽易なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要 なも の
				○	

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表こども家庭課の項中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同表障がい福祉課の項中

	24 障害者小規模作業所に係る設置の承認に関すること。			○	
	25 知的障害者生活ホーム入居委託事業に係る利用の決定等に関すること。			○	
「 を 」	24 知的障害者生活ホーム入居委託事業に係る利用の決定等に関すること。			○	
	25 障害児通所給付及び障害児相談支援給付に関する報告等に関すること。			○	
	26 障害児通所給付及び障害児相談支援給付の支給の要否の決定又は支給決定の取消しに関すること。			○	
	27 障害児通所給付及び障害児相談支援給付の支給決定の変更に関すること。	○		○	
	28 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委託に関すること。			○	
	29 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定又は取消しに関すること。			○	

に改める。

別表第4個別専決事項の表政策財務部政策課の表を削る。

別表第4個別専決事項の表市民部市民交流課の表を次のように改める。

市民部市民交流課

室	専決事項	決裁区分				
		担当主幹	室長	部次長	部長	副市長
対話連携推進室	1 市政懇談会に関すること。 2 津市市民活動センター（地域福祉ステーションに係るもの）の運営に係る総合調整に関すること。 3 市民相談に関すること。 4 住民意識調査の実施に関すること。 5 陳情、要望等の受付、調整及び進行管理の総括に関すること。 6 パブリック・コメントの総合調整及び推進に関すること。		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

第2条 津市事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表市民部の表市民課の項中

5 外国人の登録に関すること。	○					
-----------------	---	--	--	--	--	--

を削る。

附 則

この訓令中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年7月9日から施行する。